

東京都農業政策に関する建議

東京の農家は地域ごとに様々な課題に直面しながらも、消費地に近いというメリットを活かし、都民ニーズに対応した多彩な経営や取組を展開している。消費者の食に対する不安が増大するなか、安全・安心に配慮しながら新鮮な食料を提供しており、さらに暮らしに安らぎや潤いを与える身近な花や緑を供給している。

加えて、緑地が減少している都市地域では代替不能な緑地空間として、また災害時の貴重なオープンスペースとして安全で住みよい環境の保全を担っている。さらに教育機関等と連携しながら食育の取組をリードするほか、農業体験やレクリエーションの場を提供して魅力的な地域づくりに貢献しており、東京の農業・農地が持つ公益的な機能は益々その重要性を増していることから、東京都も平成20年4月に「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を策定した。

こうした他に替えられない機能と役割を持つ東京農業を次世代に継承するためには、貴重な農地を保全し、意欲ある担い手を確保しなければならないが、その実現には農業者や関係組織等の努力を基礎としながらも、東京都による独自の支援が不可欠である。

よって、東京都におかれては安定した魅力ある産業としての東京農業を確立するため、下記の事項を実現されるよう東京都農業会議第103回総会の総意をもって建議する。

記

1. 農地の保全と利用促進

(1) 農地の利用と流動化の促進

農地の流動化を円滑に進めるとともに遊休化に歯止めをかけるため、農地の貸借や農作業受委託に対する奨励金など、農地の利用を促進する施策を確立すること。

(2) 都市農地を保全するための施策の確立

都市部における農地は年々減少しており、これに歯止めをかけるためには長期的で総合的な保全対策を確立する必要がある。このため、農林水産部を中心に、都市整備局、環境局、教育庁等、ならびに関係機関の連携により都市農地保全の具体的な方策を検討するとともに、実効ある政策につなげること。

(3) 都市農地の保全に関する国への要望

都市地域の農地を保全するためには国の制度と政策が欠かせない。

このため、現行の生産緑地法ならびに相続税納税猶予制度の基本を堅持するとともに、都市農地等を次世代に継承するため従来の地区指定によらず農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地保全制度を確立し、相続税・固定資産税の実質的農地課税等税制の改善を特に国に対して要請すること。さらに、農業を振興するための必要な施策を充実するよう、併せて国に強くはたらかせること。

また、今回の事業承継税制創設によって農業生産法人も同制度の対象となるが、畜産や園芸施設用地を法人に持ち込んだ際のみなし譲渡所得・贈与課税の特例措置の実現について、国に要請すること。

(4) 防災に協力する農家に対する支援

災害時における一時避難の際に農家の持つ農地や施設・設備は緊急時の対策として有効に機能することから、これら施設・設備の提供等、協定を締結するなど防災に協力する農家の持つ農地及び施設・設備を明らかにするとともに、これらの施設・設備等が常時有効に活用できるようその改善や保守・点検等に対する支援を行うこと。

2. 認定農業者をはじめとする担い手の育成・支援

(1) 認定農業者等の経営支援

認定農業者の経営改善計画を実現するため、次の施策を早急に講ずること。

- ① 農業振興を目的とする補助事業については、認定農業者や認定を目指す農業者を対象として、単独の経営体も事業の対象とするなど、柔軟な仕組みとすること。
- ② 認定農業者の経営改善計画の実現をはかるため、農業改良普及センターの増員をはじめ支援体制を強化すること。
- ③ 長期に及ぶ価格低迷に加え、経費の増大などにより農業経営が極めて逼迫している現状を踏まえ、東京都独自の価格補償制度を確立すること。

(2) 資材や飼料の高騰に対する援助

原油の高騰等による経費の増大が農業経営を圧迫しており、さらに畜産経営は飼料価格のかつてない高騰により危機的な状況に直面している。

こうした状況を踏まえ、農業経営の維持がはかれるよう、早急に援助を実施すること。

3. 都民に対する啓発と消費拡大

(1) 東京農業の多面的な役割についての啓発

農業者やその関係者は生産物の安全性確保や農地の良好な保全について日々努力しているが、こうした東京農業が果たしている役割について都民の積極的な理解を得るため、多様なメディアやイベント等を通じて広く啓発すること。

(2) 東京産農産物の消費拡大

食の安全性への関心の高まりや、世界的な食料危機への警鐘が発せられている現状を踏まえ、都民に対し地産地消の重要性について啓発を行うとともに、東京産の生鮮農畜産物や加工品の魅力を知らせ、かつ、購入機会の増大につながる積極的な消費拡大が実現できる取組を構築すること。

(3) 農・商・工の連携促進

東京には外食産業や食品加工業、各種サービス業等が集結している。東京ならではの農業経営の展開を支援するため、これら他産業との連携や流通を促進する施策を確立すること。

4. ガイドラインの実現

東京都が平成20年3月に策定した「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」では、都市農地の役割と機能を明らかにした上で具体的な方向性を示しているが、ここで示された経営展開の実現に向け啓発・指導体制の強化と施策の拡充をはかるとともに、「農業・農地を活かしたまちづくりのモデル」実現のために関係部局と一体とした事業展開を実現すること。

5. 農業委員会系統組織の充実と強化

区市町村の農業委員会は、農業者の代表機関として地域農業の課題に積極的に対応しており、特に農地保全をめぐっては地道な農地パトロールをはじめ農業者に対する制度の啓発などに徹底して取り組んでいるほか、認定農業者制度の推進や、農家と地域住民の架け橋となる取組など、東京ならではの活動を展開している。

また、農業会議では農業委員会に対し必要な指導や援助を行うとともに、双方向に情報を収集し伝達することができる農業委員会系統組織の機能を活かして各種調査等にも取り組んでおり、今年度からはその経験と組織を活用して農作物生産状況調査も実施している。さらに、そこで蓄えられた多様な情報や専

門性をもとにシンクタンクとしての機能も発揮している。

このように、東京農業を守り振興するうえで、農業委員会・農業会議の系統組織は他に換えられない機能と役割を有していることから、今後とも持続的にその力を発揮できるよう、組織の充実と強化をはかること。

平成 20 年 8 月 18 日

東京都農業会議